

やいた市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子高齢・人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化等、市を取り巻く環境の変化などによる地域の問題・課題等への対応を図るために、広く市民の声を聞く機会を充実し、その意見を市の政策及び施策に生かすため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域における問題・課題等を把握し、市の政策及び施策に生かすために、やいた市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 市民会議は、次に掲げる事項について意見を集約し、市長に提案する。

- (1) 市の政策及び施策に関すること。
- (2) 地域の課題等に関すること。
- (3) まちづくりに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成委員)

第4条 市民会議は、市内在住者30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる各分野から選出し、市長が委嘱する。

- (1) 商工業
- (2) 医療福祉
- (3) 農林業
- (4) 子育て・健康
- (5) 教育
- (6) 観光
- (7) 行政
- (8) 市民団体
- (9) 学生
- (10) 一般公募

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補充となった委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第6条 市民会議に、会長及び副会長を置くものとする。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会長は、会議において意見等を集約し、市長に提案するものとする。

(部会)

第8条 市民会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により定める。

(意見等の研究)

第9条 市長は、必要と認めるときは、市民会議において提案された事項について、矢板市政策研究会議に研究をさせることができる。

(庶務)

第10条 市民会議の庶務は、総合政策課秘書政策班において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。